

ふれあいセンター
管理運営委員各位殿

平成12年9月2日

ふれあいセンター
運営委員長 ■■■■■

第二回ふれあいセンター管理運営委員会の開催について

標記について、下記の通り開催致しますので、ご出席頂きますようよろしく
お願い致します。

記

1. 日時 : 平成12年9月17日(日) 15:00~16:30
2. 場所 : ふれあいセンター 和室
3. 議題
 - (1) ふれあいセンター利用の近況報告
・
・
・
 - (2) 本年度維持管理費・備品購入費見直しの検討
・ 損傷した机等の修理または補充の検討
・
・
 - (3) ふれあいセンター収入向上対策の検討
・
・
・
 - (4) ふれあいセンター管理運営規則等の改定案(H11年度ふれあい
センター管理運営委員会決議)の検討
・ つつじが丘ふれあいセンター管理運営規則の改定案
・ つつじが丘ふれあいセンター管理運営に関する細則の改定案
 - (5) その他
・
・
・

以上

平成 12 年 10 月 7 日

つつじが丘統一自治会会長

■■■■■殿

ふれあいセンター管理運営委員会決議事項の要望

つつじが丘統一自治会

ふれあいセンター管理運営委員長 ■■■■■

第二回ふれあいセンター管理運営委員会（平成 12 年 9 月 17 日開催）の議題「ふれあいセンター管理運営に関する規約等の改定案（平成 11 年 11 月 28 日決議）の継続審議」において討議し、以下のとおり決議しました。

つきましては、つつじが丘統一自治会役員会へ上申しますので、よろしくお願い致します。

1. ふれあいセンター管理運営に関する細則及び運営規則見直しについて（5 項目）

(1) つつじが丘ふれあいセンター管理運営規則第 8 条に以下を追加する

＜第 8 条＞使用の範囲

・町内住民の地域福祉、医療サービス、災害時における救援活動、懇談、娯楽、休養、保育、クラブ活動、教育、研修、葬儀、政治、宗教活動。

（追加案）使用者は原則としてつつじが丘の住民であることとする。但し管理運営委員会が認めた場合はこの限りではない。

決議：改訂しない、現状どおり。

第 9 条の使用に関する事項において、「つつじが丘団地在住の個人、団体、クラブ、グループ、その他近隣地区住民等を含め、つつじが丘統一自治会長が使用を認めた者。」とあり、追記の必要がないと判断。

(2) つつじが丘ふれあいセンター管理運営に関する細則において、4 項目見直しする

①＜第 2 条＞ふれあいセンター管理運営委員会の構成

- ・委員長 1 名 委員の互選によって定める
- ・副委員長 1 名 自治会会計担当役員
- ・副委員長 1 名 委員の互選によって定めるふれあいセンター担当役員
- ・委員 13 名以上 つつじが丘統一自治会長、民生委員 1 名、寿会 1 名、各種団体 2 名以上、各丁目の住民代表 8 名以上

(追加案)・副委員長 1名 委員の互選によって定めるふれあいセンター担当役員
(候補無き場合は統一自治副会長が就任する)

決議：改訂する。

・副委員長 1名 つつじが丘統一自治副会長

②<第6条>ふれあいセンター管理人の役割(予約の受付)

管理人は、ふれあいセンターの効率的な利用を図るため、原則として毎月第一土曜日と第三土曜日をふれあいセンター使用の予約日として、受付日から一ヶ月後までの予約の受付を行う。なお、受付の時間はいずれの日も、午前9時から午後5時までとする。但し、予約がなされていない日時についてはこの限りではない。

(改訂案)

申込は管理人に電話または申込書により申し込むものとする。電話による予約の場合後日所定の申込用紙に必要事項を記入してこれを管理人に提出のこと。

決議：改訂しない、現状どおり。

予約の期間等の制限は必要。

③<第11条>ふれあいセンター管理人の役割(清掃)

管理人は、自治会及び利用者住民の協力を得て、ふれあいセンターの清掃、ごみの処理、害虫の駆除等を計画的に行い、清潔と衛生の保持に努めなければならない。…
以下中略…確認のうえ、担当役員を通じ統一自治会長に報告する。

(改訂案)

管理人は、自治会及び利用者住民の協力を得て、ふれあいセンターの清掃、ごみの処理、害虫の駆除等を計画的に行い、清潔と衛生の保持に努めなければならない。…
以下中略…確認のうえ、管理運営委員長に報告する。管理運営委員長はその程度に応じ自治会に報告する等により適切に対処すること。

決議：改訂しない、現状どおり。

細則の第2条(構成)にある担当役員とする。

④<第17条>(政治・宗教活動での使用)

政治・宗教活動を目的とする使用申し込みは、使用予定日の30日前までに申し込みを行う。管理人は、政治、宗教活動を目的とした使用申し込みを受けたときは、速やかにふれあいセンター管理運営委員会委員長に報告をする。…以下省略

(改訂案)

政治・宗教活動を目的とする使用申し込みは、使用予定日の30日前までに申し込みを行う。管理人は、政治、宗教活動を目的とした使用申し込みを受けたときは、速やかにふれあいセンター管理運営委員会委員長に報告をする。…以下省略

* (政治・宗教活動での使用)に関する条項から宗教に関する文章を削除

決議：改訂しない、現状どおり。

基本的には、憲法第三章「国民の権利および義務」第20条（信教の自由）があり、削除にあたらぬ。

2. ふれあいセンター利用向上施策について

ふれあいセンターの収入源（第一の収入源は葬儀利用）は年々激減しており、これまでのような安定した収入が困難な状況です。

財源の少ない自治会活動で管理運営をするためには、従来の管理方法や備品購入等の予算見直しを図り、無駄のない運営と今以上のふれあいセンターの利用等で運営の負担を軽減することが必要です。

ふれあいセンターの存在意義を高め、センターの特徴を生かした方法で当団地や近隣地区も含めた住民の役に立てるよう、以下のように取り組みたい。

「ダイムズつつじが丘」への定期的なPR活動

その他の検討事項：

宿泊施設として利用（寝具等は鶴沼駅前のレンタル店がある）、利用目的、利用料金等の詳細は今後検討していく。